

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第45号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
条例別表第2の項	情報	条例別表第2の項	情報
<u>2の項</u>	(略)	<u>2の項(1)</u>	(略)
		<u>2の項(2)</u>	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
<u>3の項</u>	(略)	<u>3の項(1)</u>	(略)
		<u>3の項(2)</u>	静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
<u>4の項</u>	(略)	<u>4の項(1)</u>	(略)
		<u>4の項(2)</u>	静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付の申請に係

5の項	(略)
6の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者(以下「要保護者等」という。)に係る静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報
(略)	

別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
知事の項(1)	(略)
知事の項(2)	(略)
知事の項(3)	(略)
知事の項(4)	(略)
知事の項(5)	(略)

	る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報
5の項(1)	(略)
5の項(2)	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報
6の項	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者(以下「要保護者等」という。)に係る静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報
(略)	

別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
1の項(1)	(略)
1の項(2)	(略)
1の項(3)	(略)
1の項(4)	(略)
1の項(5)	(略)
2の項	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
3の項	静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
4の項	静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
5の項	高等学校定時制の課程及び通信

			制の課程修学補助金の交付の申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
		<u>6の項</u>	高等学校遠距離通学費補助金の交付の申請に係る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報
		<u>7の項</u>	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。